

審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第63条第7項
処 分 の 概 要： 故障車両の整備確認
原権者（委任先）： 警察署長（熊本県警察本部高速道路交通警察隊長を含む。）、車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め： 道路運送車両の保安基準
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 1日
申 請 先： 最寄りの警察署（熊本県警察本部高速道路交通警察隊を含む。）の交通課（係）の窓口に提出してください。
問 合 せ 先： 熊本県警察本部交通指導課（電話番号：096-381-0110）
備 考：